

2011年8月12日

会社名	テレフォニカ・エセ・アー
代表者の 役職・氏名	会長兼首席業務執行役員 セザル・アリエルタ・イズエル
代理人の居所	東京都文京区後楽2丁目3番 27号
又は住所	テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
代理人の氏名	電話 5802-5860 弁護士 島崎 文彰

平成23年度第2四半期報告書提出期限延長承認のお知らせ

テレフォニカ・エセ・アー（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法に基づく平成23年度第2四半期（平成23年6月30日終了）にかかる四半期報告書の提出期限につき、平成23年8月11日付で、関東財務局より提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

記

1. 延長された四半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限 平成23年度第2四半期終了後45日以内（平成23年8月15日）
- ・承認された提出期限 平成23年度第2四半期終了後92日以内（平成23年9月30日）

2. 延長を必要とする理由

申請者（毎年12月31日を決算日とする。）は、本国の勅令第1362/2007号のもとで、スペインの証券市場委員会（Comisión Nacional del Mercado de Valores）に対し、その四半期財務情報を第1四半期および第3四半期の各末日から45日以内に、またその半期財務情報を第2四半期（すなわち、事業年度の上半期）末から2ヵ月以内に、それぞれ提出する義務を負っております（「承認を必要とする理由を証する書面」として、勅令第1362/2007号の原文および該当条文（第11条および第19条）の日本語訳を本書に添付いたします）。

申請者の方針として、関連情報は、公表を授権され、本国で実際に公表されない限りかつされるまで、何人に対しても公表することは認められません。さらに、日本での開示のためには、外国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成される外国会社の財務書類は、当該外国会社の本国または本国以外の本邦外地域（いわゆる「第三国」）で事前に開示されていることが要求されます。

申請者が日本で提出すべき四半期報告書は、本国で公表され、その後速やかに米国で開示される財務情報（「米国開示財務情報」）に基づいて作成されます（いわゆる「第三国基準」の適用）。さらに、申請者の事業および財務情報の翻訳に要する時間を含め、適用ある日本法に定められた様式および内容で四半期報告書を作成するためには、関係者それぞれにおいて相応の時間と労力を必要とします。

上で述べた事情、特に、本国における第2四半期情報の公表期限（2011年8月31日）自体が日本における第2四半期報告書の提出期限（2011年8月15日）より遅く、かつ、日本で提出すべき四半期報告書が米国開示財務情報に基づいて作成されることは、申請者が、平成23年度第2四半期にかかる四半期報告書を日本での提出期限内に提出することが物理的に不可能であることを示唆しております。

以上の理由から、当社は、平成23年度第2四半期にかかる四半期報告書の提出期限につき、当該四半期終了後92日以内の延長を申請し、このたび、関東財務局長よりその承認を得た次第であります。

以上